

**創業セミナーを開催!**

「三市創業支援事業協議会 T. A. F.」では、創業をお考えの方を対象に、セミナーを開催します。ぜひご参加ください。

【日時】5月27日(日)午後2時～5時  
【場所】松原町コミュニティセンター学習室(昭島市松原町1-3-10)  
【対象】これから創業する方、創業後間もない方等  
【定員】先着20人  
【費用】1,250円  
【持ち物】筆記用具  
【講師】北池智一郎氏(株)タウンキッチン代表)  
【申込み】開催の2日前までに昭島市産業活性化課 ☎042・544・5111へ。

【問合せ】農林水産省横浜植物防疫所国内検疫担当 ☎045・285・7135、東京都農業振興事務所 ☎042・548・4881  
【申込み】平成31年2月15日(金)まで。※予算額を超える申請があった場合は、受付を終了する場合があります。

【申込み】商工会 ☎551・2927  
【職相談】ハローワーク青梅・出張就職相談  
ハローワークで扱う求人の検索や職員による職業相談・職業紹介を行っています。※予約不要

**PRV) 調査を実施**

5月中旬から8月にかけて、農林水産省と都の職員または都の委託業者(身分証を携行し、腕章を着用)が市内のウメ、モモ等の調査を行います。

【対象】市内在住の方  
【対象工事と助成額】市内登録施工業者が施工する次の住居に関する工事  
①省エネルギー工事: 太陽光発電システム、潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)、高断熱浴槽の改修等(最高20万円)  
②バリアフリー工事: 段差解消工事、手すり設置工事

【日時】5月16日(水)午後1時30分～4時30分  
【場所】もくせい会館2階203会議室  
【問合せ】シティセールス推進課産業活性化グループ ☎551・1699

**地場産野菜の直売会**

【日時】5月19日(土)午前10時～午後5時まで ※商品が無く午後5時まで ※商品が無く

基本的な感染が確認された方にのみ、都を通じて文書で連絡します。

【問合せ】環境課ごみ対策係 ☎551・1731

**くるみるガイドツアー**

**「玉川上水から引かれた熊川分水で福生・旧熊川村の歴史を巡る! 最後は酒蔵見学(試飲付)」**

玉川上水は数多くの「分水」が引かれています。分水の流れに沿って旧熊川村を歩き、神社仏閣など、歴史の中に今も残る熊川分水の遺産を巡るツアーです。今回は特別ガイドとして、「熊川分水に親しむ会」の黒沢吉信氏と石毛和夫氏がツアーの案内をします。

当日は、牛浜駅を出発し、まず福生名代の蕎麦屋「そば処ほそ川」の名物「ごぼう天盛そば」を食べ、ツアーの最後には、「多満自慢」で知られる石川酒造(創業文久3年)で、酒蔵見学と試飲を楽しみます。

【日程】5月26日(土)  
【集合場所】牛浜駅西口出口階段下(午前11時) ※荒天中止  
【コース】牛浜駅西口出口階段下→青梅橋(はたる橋)→福生院→伝地頭井戸→熊川神社→真福寺→どうどうの滝→千手院→南稲荷神社→石川酒造(蔵見学・試飲)  
【定員】20人 ※応募多数の場合は抽選。当選の方にのみ連絡します。  
【参加費】1,500円(昼食代、保険代含む)  
【歩行距離】約5km  
【申込み】受付中。5月20日(日)午前10時～午後6時までにくるみるふっさへ直接、または電話(☎530・2341)でお申し込みください(月曜定休日)。

【問合せ】環境課ごみ対策係 ☎551・1731

防災無線の放送内容が電話で確認できます。【専用電話番号】☎539・2061または☎539・2062

**平成30・31年度後期高齢者医療保険料が改定されます**

平成30年1月の東京都後期高齢者医療広域連合定例議会において、平成30・31年度の2年間における保険料率および軽減措置が決定しました。

保険料率は、法令に基づき2年間の医療給付費等に応じて定めることになっています。

平成30・31年度の保険料率については、医療給付費の増加が見込まれ、保険料の増加抑制策を講じてもお、一定のご負担をお願いせざるを得ないこととなりました。保険制度の安定的な運営のため、ご理解をお願いします。

保険料の算定にあたっては、確定申告をはじめ所得の申告などにより決定します。この申告等がないと保険料の軽減も受けられませんのでご理解ください。

なお、平成30年度後期高齢者医療保険料額決定通知書は、7月中旬にお送りします。※具体例等は右表をご覧ください。  
【問合せ】保険年金課後期高齢医療係 ☎551・1767

**▼保険料の決め方**

$$\text{東京都の保険料額(年額)} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

(限度額62万円) = 被保険者1人あたり43,300円 + 賦課のもととなる所得金額 × 東京都の所得割率8.80%

※「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額および山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から、基礎控除額33万円を控除した額です(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません)。

**▼均等割額の軽減**

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています。

総所得金額等を合計した額		軽減割合
33万円以下	被保険者全員の年金収入が80万円以下(その他の所得がない)	9割
	上記以外の場合	8.5割
33万円+(27.5万円×被保険者の数)以下		5割
33万円+(50万円×被保険者の数)以下		2割

※65歳以上(1月1日現在)の方の公的年金所得については、その所得からさらに高齢者特別控除15万円を差し引いた額で判定します。ただし、所得割額の計算には高齢者特別控除は適用されません。

**▼所得割額の軽減**

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに軽減割額を判定します。

賦課のもととなる所得金額	軽減割合	
	平成29年度	平成30年度
15万円以下	70% ※①	50% ※①
20万円以下	45% ※②	25% ※②
58万円以下	20%	なし

※①②は、東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減措置です。

**▼被扶養者だった方の軽減**

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方は、均等割額が7割軽減され、所得割額は賦課されていませんでしたが、本来の法律では、加入から2年を経過する月までの間に限り、均等割額5割軽減と決められています。国の見直しにより、段階的に本来の法律に定められた軽減割合へ戻すこととされました。

軽減割合		
平成29年度	平成30年度	平成31年度以降
均等割7割(所得割賦課せず)	均等割5割(所得割賦課せず)	加入から2年を経過する月まで均等割5割(所得割の賦課未定)

●平成29年3月31日までに被扶養者軽減の対象者となった方の均等割額は、平成31年度以降は被扶養者軽減の対象となりません。●低所得による均等割額の軽減に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。